

静岡市税条例等の一部改正について

静岡市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月15日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市税条例等の一部を改正する条例

(静岡市税条例の一部改正)

第1条 静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第5号中「第3項」の次に「及び第13条の2第2項」を加える。

第13条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。

以下この項、第17条及び附則第13条第1項において同じ。)」を加える。

第13条の次に次の1条を加える。

(法人の市民税の課税免除)

第13条の2 次に掲げる者に対しては、均等割を課さない。ただし、これらの者が令第7条の4に規定する収益事業を行う場合は、この限りでない。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

2 前項各号に掲げる者に対しては、法人税割を課さない。ただし、これらの者が令第7条の4に規定する収益事業又は法人課税信託の引受けを行う場合は、この限りでない。

第23条第1項第4号及び第5号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第6号中「掲げるもの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加え、同項第7号及び第8号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第9号中「掲げるもの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加え、同項第10号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」

を加え、同項第11号中「認められるもの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第27条の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において読み替えて準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条第3項」を加える。

第27条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において読み替えて準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第43条第1項第3号中「及び」を「又は」に改め、「並びにこれ」を削り、「もの」の次に「(第13条の2第1項第2号及び第3号に掲げる者を除く。)」を加える。

第52条第1項第1号中「次条第2項及び」の次に「第3項並びに」を加える。

第53条に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において読み替えて準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、府令で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

附則第14条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第19条の2中第20項を第21項とし、第19項を第20項とし、第18項の次に次の1項を加える。

19 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第30条の7第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に

限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第31条第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第55条第4項中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第59条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第16条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令

和4年」とする。

(静岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡市税条例等の一部を改正する条例(令和2年静岡市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち、静岡市税条例第41条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第3条のうち、静岡市税条例第42条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第3条のうち、静岡市税条例第44条の改正規定を次のように改める。

第44条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。

第3条のうち、静岡市税条例附則第11条第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第12条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第23条第1項の改正規定及び附則第14条の改正規定並びに次項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中第13条第2項及び第27条の3第1項の改正規定並びに附則第5項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中附則第19条の2の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日

(個人の市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の静岡市税条例(以下「新条例」という。)第23条第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した第1条の規定による改正前の静岡市税条例(以下「旧条例」という。)第23条第1項に規定する寄附金又は金銭については、な

お従前の例による。

3 新条例第27条の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第27条の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 新条例第27条の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第27条の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第27条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第27条の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第27条の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

5 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（法人の市民税に関する経過措置）

6 別段の定めがあるものを除き、新条例第13条の2及び第43条第1項の規定は、令和3年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

7 新条例第13条の2第1項の規定（同項各号に掲げる法人に係る部分に限る。）は、令和3年度分以後の年度分の法人の市民税の均等割について適用し、旧条例第43条第1項第3号に掲げるもので均等割のみを課されるものに対して課される令和2年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。

（軽自動車税の種別割に関する経過措置）

8 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和4年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。